府　令

○内閣府令第七号

金融機能の再生のための緊急措置に関する法律（平成十年法律第百三十二号）第六条第一項の規定に基づき、金融機能の再生のための緊急措置に関する法律施行規則の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

令和八年二月二十七日

内閣総理大臣　高市　早苗

金融機能の再生のための緊急措置に関する法律施行規則の一部を改正する内閣府令

金融機能の再生のための緊急措置に関する法律施行規則（平成十年金融再生委員会規則第二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定を加える。

改正後	改正前
別紙様式第１号（法第６条第１項） （日本産業規格Ａ４） 中間資産査定等報告書 ［　年９月末現在］ 年　月　日 内閣総理大臣　殿 住　所 金融機関名 代表者 年９月30日現在の資産査定等の状況について以下のとおり報告します。 ［表略］ （記載上の注意） ［略］ （備考） 銀行法第24条第１項又は株式会社商工組合中央金庫法（平成19年法律第74号）第57条第１項の規定による報告又は資料の提出をしたときは、当該報告又は資料の提出をもって、本様式による中間資産査定等報告書の作成及び提出に代えることができる。	**別紙様式第１号**（法第６条第１項） （日本産業規格Ａ４） 中間資産査定等報告書 ［　年９月末現在］ 年　月　日 内閣総理大臣　殿 住　所 金融機関名 代表者 年９月30日現在の資産査定等の状況について以下のとおり報告します。 ［同左］ （記載上の注意） ［同左］ ［加える。］
別紙様式第２号（法第６条第１項） （日本産業規格Ａ４） 資産査定等報告書 ［　年３月末現在］ 年　月　日 内閣総理大臣　殿 住　所 金融機関名 代表者	**別紙様式第２号**（法第６条第１項） （日本産業規格Ａ４） 資産査定等報告書 ［　年３月末現在］ 年　月　日 内閣総理大臣　殿 住　所 金融機関名 代表者